

聖籠町農業基本条例検討委員会条例をここに公布する。

平成二十三年三月九日

聖籠町長 渡邊 廣吉

## 聖籠町条例第二号

### 聖籠町農業基本条例検討委員会条例

#### (設置)

第一条 聖籠町の農業及び農村等のありかたについての基本理念及びその実現に必要な基本的な施策等に関する事項を定める(仮称)聖籠町農業基本条例(以下「農業基本条例」という。)を検討するため、聖籠町農業基本条例検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第二条 委員会は、町長の諮問に応じ、農業基本条例に盛り込むべき内容及び農業基本条例の素案について検討を行い、その結果を町長に答申するものとする。

#### (組織)

第三条 委員会は、二十名以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 聖籠町農業団体関係者
- 三 聖籠町観光協会関係者
- 四 農業者
- 五 一般町民

2 委員の任期は二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

第四条 委員会に委員長及び副委員長各一名を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他会務を総理す

る。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第六条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第七条 委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、委員のうちから委員長が指名する五名程度をもって組織する。

3 幹事会の会長は、委員長をもって充てる。

4 幹事会は、会長が必要に応じて招集し、委員会の会議における検討結果を取りまとめ、委員会に報告するものとする。

(庶務)

第八条 委員会の庶務は、産業観光課において処理する。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に關し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。